

事務連絡  
平成23年5月31日

東京電力・東北電力以外から電力供給される

各 

道府県
指定都市
中核市

 民生主管課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
厚生労働省社会・援護局総務課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省老健局総務課

#### 社会福祉施設等における夏期の節電の取組の進め方について

東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

節電対策につきましては、平成23年5月19日付通知「社会福祉施設等における夏期の電力需給対策について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長（以下「局長通知」という。))により示したところです。

今般、電気事業法第27条による東京・東北電力の管内における電気の使用制限について必要な準備が進められるよう、5月25日に経済産業省より「電気事業法に基づく使用制限の具体的内容について」（別添1）が発表されました。

これを受けて、東京電力・東北電力から電力供給される都県等に対し、別添のとおり事務連絡を発出しておりますので、東京電力・東北電力以外から電力供給される道府県等につきましても、その内容について参考までにご了知いただきますとともに、貴管内の社会福祉施設等に対し情報提供願います。